

## 入札制度の改正について

- 1 豊明市制限付き一般競争入札実施要領の「対象工事」について改正します。  
(対象工事) 第2条

工事の種類	工 事 規 模
全工事	【現 行】 1件につき設計金額2千万円以上 ただし、 <u>一般競争入札が適当でない</u> と認める場合はこの限りでない。
	【改正後】 1件につき設計金額1億円以上 ただし、 <u>市長が一般競争入札を必要</u> と認める場合はこの限りでない。

- 2 豊明市建設工事請負業者選定基準要領の「発注基準」について改正します。  
【現 行】

等 級	設 計 金 額		
	土木一式工事	建築一式工事	その他工事
A	5,000万円以上	1億円以上	5,000万円以上
B	5,000万円未満 1,000万円以上	1億円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 1,000万円以上
C	1,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満

【改正後】

等 級	設 計 金 額		
	土木一式工事	建築一式工事	その他工事
A	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B	1億円未満 3,000万円以上	1億円未満 4,500万円以上	1億円未満 3,000万円以上
C	3,000万円未満	4,500万円未満	3,000万円未満

1、2ともに平成27年9月1日より施行します。